

令和4年度第6回杵築市農業委員会総会議事録

令和4年9月8日 木曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会の開催にあたり 八坂コミュニティーセンター 大会議室に招集した。

1.総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1.総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1.総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	東	川 野 勝 彦
東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	立石・向野	阿 部 竜 一	山浦	岡 山 秀 德
田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義		

1.総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1.総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 26号	農地法第3条の申請について
議案第 27号	農地法第5条の申請について
議案第 28号	非農地証明願いについて
議案第 29号	下限面積(別段の面積)の設定又は修正について
報告第 3号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について (合意解約)

議長	それでは、令和4年度第6回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(13時37分 : 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、[REDACTED] 委員と [REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より [REDACTED] 並びに [REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第26号から議案第29号までの4議案10件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願い致します。
議長	まず、はじめに「議案第26号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[REDACTED]です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第26号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があつたのでこれを許可することについて意見を求める 番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]歳、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。 申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳・現況ともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
委員	申請地は[REDACTED]の隣のミカン畠です。そこを[REDACTED]さんが耕作したいという事で、何を栽培するかお話を聞きしたところ、コーヒー栽培をするという事でした。結構手広くするという事です。譲渡人は市内に住んでおりませんので、ほとんどの面積を[REDACTED]さんが使うようです。ハウスを建て、そこでコーヒー豆を栽培し、自分で焙煎販売していきたいということです。この方は[REDACTED]歳で、子どもさんがいるという事ですので、何ら問題ないかと思われます。ただ、池が真下にあり、排水が問題かなと思っております。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。譲渡人は、相続にて申請地を取得しましたが、県外に在住しており管理が困難な状況にあります。今回、譲渡人の知人の紹介で、譲受人との売買の話がまとまったため申請となりました。また、許可後の栽培作物として、コーヒー栽培を考えているとのことです。 なお、譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番です。特に不許可の要件にひつかかる点はありません。 以上のことから、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。

	以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]歳、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、[REDACTED]、現況、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²。計1筆の[REDACTED]m²です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。</p> <p>なお、今回、登記地目は[REDACTED]となっておりますが、現況が[REDACTED]となっているため、3条申請となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	<p>それでは位置図の3ページ・4ページをお開き願いたいと思います。8月18日に事務局職員2名と[REDACTED]推進委員と私で現地確認しました。[REDACTED]さんは建築業及び農業を営んでいるという事です。</p> <p>4ページに詳しく載っていますが、北の方は木が植わっていて、この部分を農地から外して欲しいという事でした。以前から耕作しているという事で、問題ないと思います。慎重審議よろしくお願い致します。</p>
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準です。譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、県外に在住しており、農地の管理が出来ない状況にあります。今回、申請地を以前から耕作している譲受人とのあいだで売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>また、譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号2番になります。譲受人は、市外の方ではありますが、20年程前から申請地を耕作しているとのことで、問題ないものと考えます。そのほか、特に不許可の要件にひっかかる点はございません。</p> <p>以上のことから、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、[REDACTED]、現況、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²。計1筆の[REDACTED]m²です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由は、弟へ贈与、姉からの受贈です。</p>
議長	3番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
[REDACTED]委員	<p>事務局から説明がありました、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは姉弟です。お手元の資料5ページ・6ページをお開き下さい。申請地は[REDACTED]の信号から[REDACTED]に向かって400mくらい入って、左側の[REDACTED]の横にあります。譲渡人が高齢ですので、弟の[REDACTED]さんが数十年前から耕作をされているそうです。ただ、心配なのは、[REDACTED]さんも80歳を超えております</p>

	が、お尋ねをしたところ、子どもさんが定年になれば帰って農業をされるという事で問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	3番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願ひします。
[REDACTED] 委員	[REDACTED] 委員が説明した通りでございます。隣接地も本人の畑という事で聞いておりますので、問題ないと思っております。よろしくお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準です。譲渡人は、高齢で農地の管理が困難な状況です。また譲渡人と譲受人とは、姉弟の関係ですが、以前から申請地を管理している譲受人とのあいだで、贈与の話がまとまったため、申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。譲受人は、高齢ではありますが、現在も農業に従事しており、息子さんもおられることから、問題ないものと考えます。</p> <p>そのほか、特に不許可の要件にひつかかる点はございません。</p> <p>以上のことから、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号4番、申請人、譲渡人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、[REDACTED]歳、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳・現況ともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m²。ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	<p>8月16日に[REDACTED] 農業委員と事務局職員2名、計4名で現地の確認を致しました。申請地は[REDACTED]から県道42号線を[REDACTED]方面に5kmほど行き、[REDACTED]を右折して[REDACTED]方面に2kmほど行ったところです。現況は稻が植えられており、管理は十分になされております。[REDACTED]さんも高齢ですが、子どもさんがいるとの事ですので、ゆくゆくは二人で管理していくという風に伺っています。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	4番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願ひします。
[REDACTED] 委員	[REDACTED] 委員が説明した通りであります。よろしくお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、管理ができず、譲受人が管理をしてきました。譲渡人と譲受人は従兄弟の関係であり、今回、以前から申請地を管理している譲受人とのあいだで、贈与の話がまとったため、申請となりました。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号4番になります。譲受人は、高齢ではありますが、同居の息子さんもおり、今後も継続的に</p>

	<p>農業を続けられると思われますので、問題ないものと考えます。そのほか、特に不許可の要件にひつかかる点はございません。</p> <p>上のとことから、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えます。また、墓地についても確認しました。以上です。</p>
議長	只今、「議案第26号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第26号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第26号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第27号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の[REDACTED]です。よろしくお願い致します。</p> <p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>「議案書第27号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳。転用者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在家族[REDACTED]人でアパート暮らしであるが、手狭になつたため、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
[REDACTED]委員	8月18日に私と[REDACTED]農業委員、事務局職員2名、計4名で現地確認に行きました。まずは地図で説明したいと思います。5条の1ページと2ページをお開き下さい。[REDACTED]北側の交差点を[REDACTED]方向へ400mほど進んだ右手のマンションを入りまして、100m進んでT字路を左に行った住宅のすぐ左になります。この土地は土手の一部が壊れまして、十数年前から水が張れる状態ではなかったので、草刈りをしながら管理をしていたという事です。周辺は住宅が多い状態です。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	1番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED]委員	[REDACTED]委員が言われた通りです。[REDACTED]推進委員と事務局職員で現地確認を行いました。問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の[REDACTED]さんの職業は[REDACTED]で、現在は杵築市内のアパートに家族[REDACTED]人で暮らしていま

	<p>す。転用の目的は、子供の成長に伴いアパートが手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、■■■■■から近く交通の便も良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■■、東側は■■■■■、南側は■■■■■及び■■■■■、西側は■■■■■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆■■■m²に、1階床面積■■■m²、約■■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>工事期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの約6ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに北側の既存側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、融資及び不足分を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書及び預貯金通帳の写しが添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、土地所有者、■■■■■区、■■■■■、■■■■■、■■歳。転用者、■■■■■区、■■■■■、■■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■■■■■、地積■■■■■m ² 、合計■■■■■筆の■■■■■m ² 。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在家族■■人でアパート暮らしであるが、手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第3種農地です。
議長	以上です。
議長	2番について、■■■■■農地委員より説明願います。
■■■■■委員	■■■■■と■■■■■の間を南側に100mほど進みましてT字路を右折し500mほど進んで左に100mほど下ったところになります。■■■■■の北側になります。反対側を見ると■■■■■の南側に面したところです。この土地はずっと使われていなくて荒れた状態になっています。隣には住宅があり、■■■■■さんの兄弟が所有しています。兄弟で隣同士に家を建てたいという希望のようです。ご審議よろしくお願いします。
議長	2番について、■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■■委員	先ほどと同じように、■■■■■推進委員と事務局職員2名と現地確認を行いました。これも問題ないと思いますので、慎重なご審議よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■■■■■さんの職業は■■■■■で、現在は杵築市内のアパートに家族■■人で暮らしていま

	<p>す。転用の目的は、子供の成長に伴いアパートが手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種中高層住居専用地域に定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■・■・■、東側は■、南側は■、西側は■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆■m²に、1階床面積■m²、約■坪の一般住宅を計画しています。</p> <p>工事期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの約6ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、雨水については南側の既存側溝へ、宅内排水については北西側の下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第27号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第27号」「農地法第5条の申請について」は、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第27号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第28号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>「議案第28号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■、■、申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、合計■筆の■m²です。</p> <p>申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成14年の相続時点で雑草木が生い茂っており耕作を断念したことです。</p> <p>以上です。</p>

議長	1番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
委員	先ほどの[REDACTED]さんの件でございます。田が手前にあり、その奥が水路になっていています。非農地として申請をしたいという事です。ご審議よろしくお願ひ致します。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を8月18日に、[REDACTED] 農地委員、[REDACTED] 農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成14年6月に相続により申請地を取得しています。取得時点で雑木や雑草が生い茂っていたため耕作を断念したとのことです。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に先ほどご審議いただきました、議案書1ページ議案第26号農地法第3条申請番号2番の土地とともに売却し、現状のまま管理する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>申請地の状況は倉庫及び進入路で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和52年に父が倉庫及び進入路を設置してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	8月16日に[REDACTED] 農業委員と事務局職員2名、合計4名で現地を確認しました。現地は[REDACTED] の中心部にあり、周りは住宅地という事で、農地としては使えない状況であります。昭和52年からこの状況という事で、非農地で問題ないかと思われます。
議長	2番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED] 委員	[REDACTED] 委員の言う通りです。特に補足はありません。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を8月16日に、[REDACTED] 農地委員、[REDACTED] 農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成11年2月に相続により申請地を取得しています。昭和52年に申請者の父が倉庫及び進入路を設置してしまったことで始末書が添付されています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に近隣の空き家とともに売却し、現状のまま管理する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、[REDACTED] 区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地

	目、■、地積■m ² 、ほか■筆、合計■筆の■m ² です。 申請地の状況は倉庫及び駐車場で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和32年に父が倉庫及び駐車場を設置してしまったとのことです。 以上です。
議長	3番について、■農地委員より説明願います。
委員	8月19日に■農業委員と事務局職員の2名で現地へ行って来ました。申請地は■、■交差点を左へ曲がり、踏切を渡り、旧国道を■方面へ400m行った右手側の土地です。私の幼少期から駐車場と倉庫でした。農地としての利用は難しいと思います。ご審議よろしくお願ひします。
議長	3番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	■委員のおっしゃった通りで、この裏は■の下になります。裏は湿度、湿気の多い土地になりますが、石等が多く農地に向いていない土地です。 以上です。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を8月19日に、■農地委員、■農業委員と確認しました。 申請者は、平成10年3月に相続により申請地を取得しています。昭和32年に申請者の父が申請地の隣地で■を経営しており、不足していた倉庫及び駐車場を設置してしまったとのことで始末書が添付されています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に隣地で行う予定である、■用の倉庫・駐車場として現状のまま利用する予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第28号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第28号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第28号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第29号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをご覧ください。 「議案第29号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」現行の下限面積（別段の

	<p>面積)について意見を求めます。</p> <p>方針(1) 農地法施行規則第17条第1項にかかる現行の下限面積(別段の面積)の修正は行わない。下限面積については現行通り50aにするというものです。</p> <p>方針(2) 農地法施行規則第17条第2項にかかる下限面積を継続する。杵築市空き家バンクに登録されている空き家の所有者等が所有する遊休農地で、あらかじめ農業委員会の区域指定(地番指定)を受けた農地については1a以上、1aに満たない場合はその面積で取得が可能とする。</p> <p>方針(1)の理由としましては、2020農林業センサスで、市内各地域において、50a未満の農地を耕作する農家がいずれの地域においても40%を超えないため。</p> <p>方針(2)の理由としましては、農家の高齢化、後継者不足や不在地主の増加により遊休農地が年々増加する中で、意欲ある新規就農者を受け入れ、耕作放棄地の解消及び未然防止に役立て、設定区域及びその周辺の地域における農地の保全及び有効利用を図るためとなります。</p> <p>補足になります。下限面積50aの設定理由ですが、農地法によって規定されています。この50aの根拠は、地域の平均的な農家としての生産性の確保という観点から設定されています。</p> <p>また下限面積の設定の目的は、零細経営の農家の参入を防ぎ、経営規模のある農家に優先的に利用されることにより、効率的な利用及び規模拡大を図るということになります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第29号」「下限面積(別段の面積)の設定又は修正について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第29号」「下限面積(別段の面積)の設定又は修正について」は、方針のとおり下限面積を設定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第29号」「下限面積(別段の面積)の設定又は修正について」は、方針のとおり下限面積を設定することに決します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第3号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「報告第3号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について(合意解約)」について報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、[REDACTED]区、杵築市地域活性化センター、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。理由は、貸人の都合です。</p> <p>以下同じ借人のため、借人の名称等は省略させていただきます。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p>

	番号4番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和4年度第6回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(14時26分 : 終了)